

●香川県病院局告示第4号

香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報を次のように定め、平成21年6月28日以後に実施する試験から適用する。

平成21年6月2日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報		口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所
試験の名称	開示する内容		
職員採用選考試験（病院事業管理者が実施する試験に限る。）	第1次選考の総合得点、種目別得点及び総合順位	第1次選考の不合格者にあつては第1次選考合格者発表の日から1月間、第1次選考の合格者にあつては最終合格者発表の日から1月間	病院局県立病院課
	第2次選考の順位	最終合格者発表の日から1月間	